

富山県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例
の一部改正に対する意見の概要及び県警察の考え方について

○ 募集期間:平成 27 年 10 月 17 日 (土) から 11 月 6 日 (金) まで

○ 意見提出件数 (提出者数) : 103 件 (103 名)

	提出された意見	意見に対する県警察の考え方
全般	全体的に条例案のとおりで良いと思います。 (同様趣旨意見上記含め 8 件)	案に賛同いただけましたものと思います。
風俗営業関係全般	○ 風俗営業関係の営業延長許容地域に「魚津駅前」の追加を検討すればどうか ○ ゲームセンターへの年少者の立ち入らせ制限に関して、保護者の範囲、午後 10 時の根拠はどうか	「魚津駅前」地域は、風俗営業及び酒類提供飲食店等の密集地域ですが、その範囲は極めて限られた狭小な地域であることと、住居集合地域と隣接しているため、良好な環境の保全に配慮を要することから、指定を見送りました。 また、ご質問の「保護者」は親権者を想定しており、午後 10 時の根拠は、法で 18 歳未満の者の立ち入らせを禁止している時間です。
	○ 風俗営業の営業時間は現在のままでいいが、年末年始は、午後 10 時までに短縮し、家族団らんで過ごせないか。 ○ ゲームセンターの営業者が、年少者の立ち入らせ等に関して遵守事項に違反したときは、厳罰で臨んで欲しい。	特定の日について、営業時間を短縮制限することは、認められていません。 ゲームセンターの風俗営業者に対する遵守事項違反は、行政処分を行うなど厳しく臨む方針です。
	海外と日本との風俗営業の違いを体感しているが、風土や地域に合った内容で営業形態は決まると思う。 今後ますますグローバル化していくと思うが、多数の人に賛同され、日頃のストレスを解消できるルール作りがされていけば良いと思う。	今回の法改正では、地域の実情に合うよう、条例に委任される項目が多くなりました。 できるだけ富山県の実情に沿った条例案を策定しましたので、ご理解いただけましたものと思います。
	風俗営業関係の営業時間の制限、ゲームセンターへの年少者立ち入らせ制限ともに、賛成します。 今日、桜木町、高岡桐木町ともに一時の賑わいはなく、振興の為にも大賛成です。	賛同をいただき、条例案のとおりに進めたいと思います。
	午前零時を過ぎると酔客が増え、近隣への騒音等、色々なトラブルが予想されるので、営業時間は現在のままで良い。	案に賛同いただけましたものと思います。

風俗営業（ゲームセンター）関係	<p>子供と午後6時以降にゲームセンターに入ろうとしたとき、断られた経験があったので、家族団らんの意味からも、保護者同伴での時間延長は大歓迎です。</p> <p>(同様趣旨意見上記含め63件)</p>	<p>案に賛同いただけたものと思います。</p>
	<p>家族で夕食後に遊べるように、ゲームセンターでは、保護者同伴などの条件がそろえば、もう少し遅くまで家族（子供連れでも）で入場できれば良いと思います。</p> <p>(同様趣旨意見上記含め3件)</p>	<p>法では、ゲームセンターへの18歳未満の者の立ち入らせは、保護者同伴であっても、午後10時以降禁止されているので、条例案の規制緩和が、最大限となります。</p>
	<p>16歳未満の子供だけの場合、18時以降ゲームセンターへ立入りが禁止されるのは厳し過ぎると思う。もう少し延ばして欲しい。</p> <p>(同様趣旨意見上記含め7件)</p>	<p>16歳未満の子供だけの場合、ゲームセンターが非行少年のたまり場になる懸念があるので、18時以降の立ち入らせには、保護者同伴の規定を設けるものです。</p>
	<p>子供が夜まで遊ぶのは、危険だし不健全なので、ゲームセンターへの16歳未満の立ち入らせについては、現行のままで良い。</p> <p>(同様趣旨意見上記含め5件)</p>	<p>保護者を伴わない16歳未満の者の立ち入らせは、従来どおり午後6時前までです。保護者の同伴により、非行集団形成のおそれが低くなると思われるため、案の趣旨をご理解願います。</p>
	<p>保護者同伴であっても、年少者のゲームセンターへの立ち入らせが、午後10時は遅過ぎる。(同様趣旨意見上記含め8件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 19時まで 1件 ・ 20時まで 6件 ・ 21時まで 1件 	<p>18歳未満の者の立ち入らせは、法により午後10時以降禁止されています。大型ショッピングセンター等では、午後10時までの営業が多く、家族団らんの見地からも、最大限の時間を定めた趣旨をご理解願います。</p>
	<p>孫が小学校4年生なので、午後6時以降も、保護者の同伴があれば入店できるとなると、孫にせがまれば断りにくくなってしまうのが不安です。</p>	<p>ここでいう「保護者」は、「親権を行う者、後見人、現に監護する者」を想定しているので、親が健在な場合、「祖父母」は保護者扱いにはなりません。</p>
	<p>ショッピングセンター内のゲームセンターは、気軽に入りやすい分、気持ちも緩んで、多くの危険が予想されます。改正後は、より一層、保護者と地域及び学校との連携による見守りが大切だと思う。</p>	<p>ご意見のとおり、今後とも各団体・機関との連携を図り、少年の健全育成に努めてまいりたいと思います。</p>

<p>特定遊興飲食店営業関係</p>	<p>深夜の遊興や酒類の提供を行う営業の許可は、昨今のライフスタイルの変化に柔軟に対応しようとするポジティブな施策だと思えます。地域経済の活性化への貢献も期待できるのではないのでしょうか。</p> <p>一方、朝の出勤時間に遊興施設から「どんちゃん騒ぎ」が聞こえてくるのは、通勤者にとって、不快になりそうなので、5時から6時の間は営業禁止という条件を設けているのは、賢明だと思えます。</p>	<p>特定遊興飲食店営業は24時間営業が可能ですが、早朝の通勤・通学者に対する配慮及び風俗環境の保全のため、地域の実情に応じて、条例で営業時間の制限を設けることができます。</p> <p>案では、通勤・通学者が通行する前に、周辺環境浄化を完了しておくことを目的とし、「午前5時から午前6時の間は営業禁止」という時間制限を規定しました。この趣旨に賛同をいただけたものと思えます。</p>
	<p>改正後、営業所設置許容地域及びその周辺の環境・治安が悪化することのないよう、警察署で目配りしてもらいたいです。</p>	<p>営業所設置許容地域等の指定について賛同いただけたものと思えます。施行後は、風俗環境保全協議会の設立に努め、適正な営業を指導してまいりたいと思えます。</p>